

2012年（平成24年）8月24日

介護保険サービス提供事業所 各位

藤沢市長 鈴木 恒夫
(公 印 省 略)

介護保険事業者における事故発生時の報告取り扱いについて(依頼)

日ごろ、本市の介護保険事業の運営につきましてご理解、ご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、藤沢市では、介護保険事業者の事故発生時の報告取り扱いにつきましては、神奈川県が定める「取扱要領（標準例）」に基づき報告を受けているところですが、この度、誤送信の予防の観点から、第一報の報告方法として、FAXは使用しないこととさせていただきます。

なお、第一報を電話での報告となった場合でも、「事故報告書」は、必ず持参または郵送でのご提出が必要となります。

これまで、ご提出ができていない「事故報告書」がないか、再度ご確認をお願いします。

報告の手順等、事故報告の取り扱いについては、「介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領（標準例）」をご確認ください。

以 上

【掲載場所】

ホームページ：介護情報サービスかながわ

- >ライブラリー（書式／通知）
- >11. 安全衛生管理・事故関連
- >事故報告
- >事故報告取扱要領（標準例）
- 事故報告様式（標準例）

事務担当
藤沢市介護保険課 総務・給付担当（新館2階）
電 話 25-1111（内線）3141
FAX 23-5174